



茨城県

「健康サポート薬局」について

平成28年9月4日

茨城県保健福祉部薬務課

1

内 容

1. 「患者のための薬局ビジョン」と「健康サポート薬局」について
2. 特にお伝えしたいこと
3. 「健康サポート薬局」に必要な対応及び届出事項について

2

1. 「患者のための薬局ビジョン」と「健康サポート薬局」について

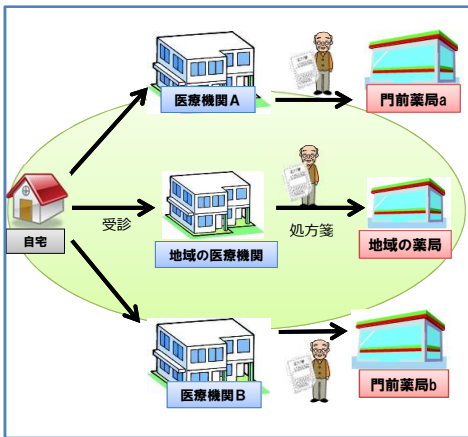
3

医療分業に対する厚生労働省の基本的な考え方

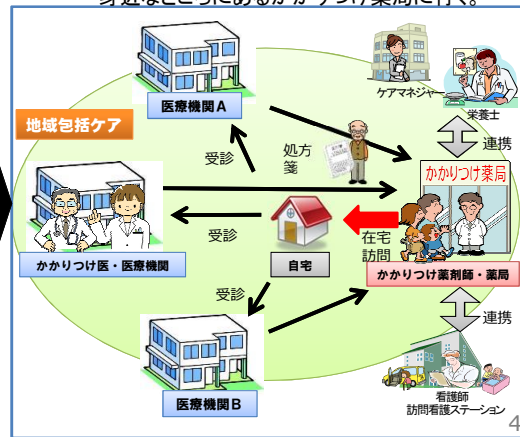
- 薬局の薬剤師が専門性を発揮して、ICTも活用し、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と薬学的管理・指導を実施。
- これにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、**患者の薬物療法の安全性・有効性が向上**するほか、**医療費の適正化**にもつながる。

今後の薬局の在り方(イメージ)

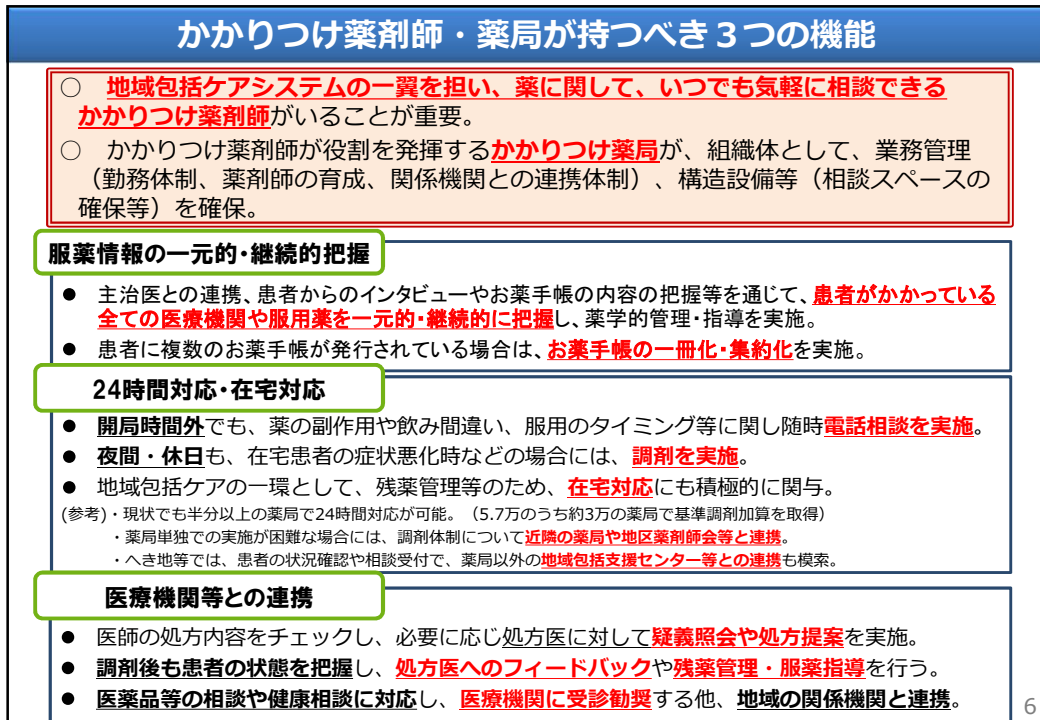
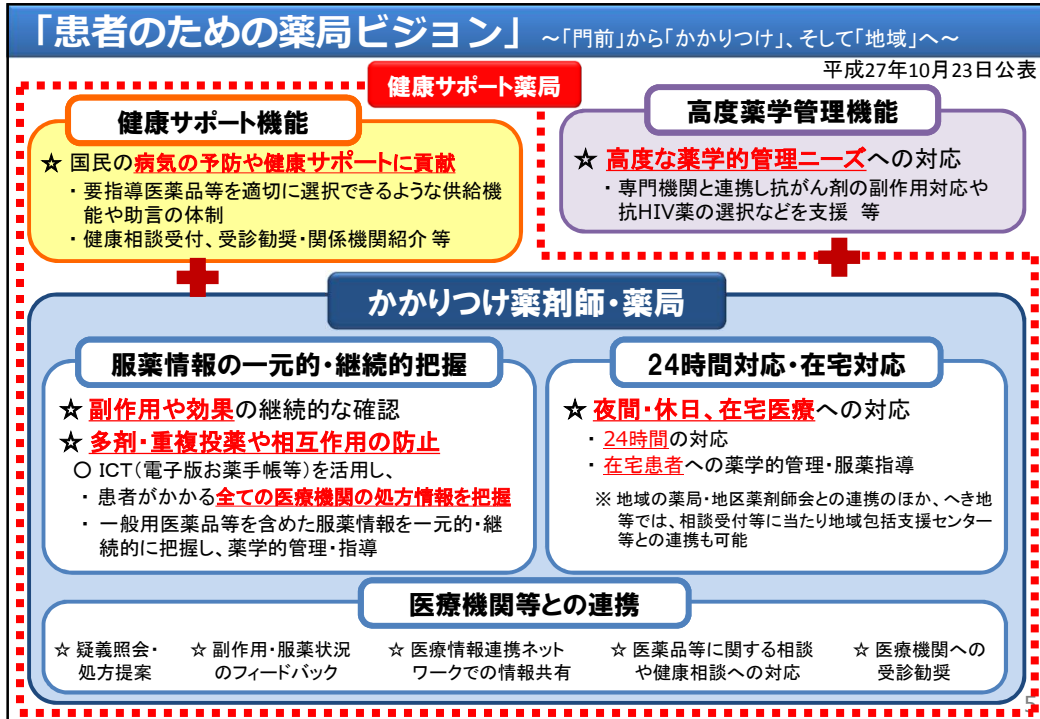
現状 多くの患者が門前薬局で薬を受け取っている。



今後 患者はどの医療機関を受診しても、身近なところにあるかかりつけ薬局に行く。



4



患者等のニーズに応じて充実・強化すべき機能

健康サポート機能

- **関係機関※とあらかじめ連携体制を構築**
 - ※医療機関、地域包括支援センター、訪問看護ステーションのほか、健診や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他の行政機関、介護保険法における介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等
- **人員配置・運営**
 - 相談対応や関係機関への紹介に関する**研修を修了した薬剤師が常駐**
 - 平日働く社会人も相談できるよう、**土日も一定時間開局**
 - 地域住民の**健康の維持・増進を具体的に支援**
 - ※薬剤師のお薬相談会、健診の受診勧奨、認知症の早期発見、管理栄養士の栄養相談会など
- **医薬品等の取扱い・設備**
 - **要指導医薬品等**を適切に選択できるような**供給機能や助言の体制**
 - **プライバシーに配慮した相談窓口**を設置
 - 健康サポート機能を有する旨やその内容を薬局内外に表示

今後、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて積極的な健康サポート機能を有する薬局について、「**健康サポート薬局**」として住民に公表する仕組みを設けることで、薬局の積極的な取組を後押し。（「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会報告書」参照）

7

2. 特にお伝えしたいこと

8

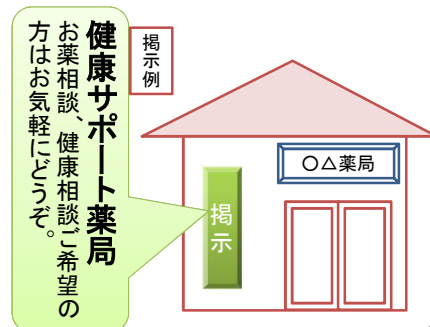
特にお伝えしたいこと

●「健康サポート薬局」になるためには…

→**薬局の業務体制や設備等を基準(告示)に適合させなければなりません。**

●「健康サポート薬局」になると…

→**「健康サポート薬局」と表示ができます。
また、薬局機能情報提供制度により公表されます。**



9

特にお伝えしたいこと

●留意点1

→**調剤報酬上の「基準調剤加算」や、「かかりつけ薬剤師指導料」算定に必要な取組と重複する項目が多いですが、調剤報酬とは直接リンクしていません。**

10

特にお伝えしたいこと

●留意点2

特にハードルの高いと思われる項目は・・・

- ・平日の営業日は連続8時間以上開局していること
- ・過去1年間に在宅医療の実績があること
- ・要指導医薬品, OTCの全ての薬効群の取扱いがあること
- ・医療機関等と連携していること
- ・健康サポートの取組や情報発信の実績があること
など

11

特にお伝えしたいこと

●留意点3

「健康サポート薬局」の目的は・・・

「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」
報告書において、

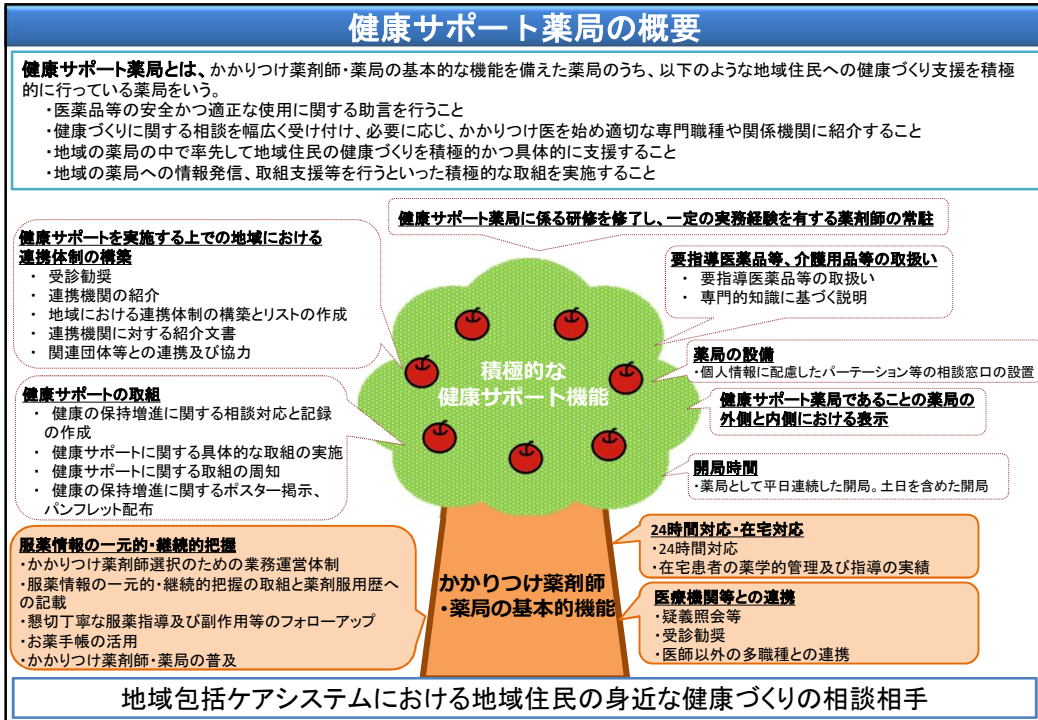
「健康サポート薬局であること、その基準を満たすこと自体が目的化するようなことはあってはならず、地域住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に貢献していくためには、健康サポート薬局には、安心して立ち寄りやすい身近な存在として、地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携して、地域住民の相談役の一つとしての役割を果たすことが求められている。」

とされています。

12

3. 「健康サポート薬局」に必要な対応及び届出事項について

※今回お伝えする内容は、今後、取扱いが変更されることもあり得ますので、御了承ください。



健康サポート薬局の省令、告示、通知について

健康サポート薬局制度の法令

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第19号)
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成28年厚生労働省告示第29号)
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について(平成28年2月12日薬生発0212第5号。施行通知。)
- ・健康サポート薬局に係る研修実施要綱について(平成28年2月12日薬生発0212第8号。研修通知。)

健康サポート薬局の具体的な運用

→ 施行通知を確認してください。

- * 省令に係る薬局機能情報提供制度上の報告方法並びに告示に係る健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局が健康サポート薬局の表示の届出の際に添付する書類等を示しています。

15

かかりつけ薬局としての基本的機能①

かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制(基準告示一のイ関係)

患者が当該薬局においてかかりつけ薬剤師を適切に選択することができるような業務運営体制を整備していること。

●の提出が必要です。

届出添付書類

- 薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した省令手順書
 - ア 患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。
 - イ 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。
- 薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表(任意様式)
 - * 薬局で実際に掲示する勤務表を添付してください。

省令手順書とは・・・

- ・体制省令第1条第2項第3号に規定される、「医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書」のこと。
- ・既に薬局において設置していただいている業務手順書のことです。

16

かかりつけ薬局としての基本的機能②

服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載 (基準告示一のロ関係)

患者が受診している全ての医療機関を把握し、要指導医薬品及び一般用医薬品(同(以下「要指導医薬品等」という。))を含めた医薬品を服用している情報等を一元的かつ継続的に把握するよう取組み、薬剤服用歴の記録を適切に行うこと。

届出添付書類

- 薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**
 - ア 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取組むこと。
 - イ 患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。
 - ウ 上記アイの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。

17

かかりつけ薬局としての基本的機能③

懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ(基準告示一のハ関係)

残薬管理及び確実な服用につながる指導を含め、懇切丁寧な服薬指導及び副作用等の状況把握を実施するよう取組むこと。

届出添付書類

- 薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**
 - ア 患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。
 - イ 毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取組むこと。
 - ウ 上記アイの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。

取組例

残薬確認の取組例

患者に対し、残薬バッグを配布し、残薬を確認すること。

積極的な副作用等のフォローアップの取組例

ア 定期的に患者の副作用の発現状況の確認等を行うため、処方内容を分割して調剤すること。
イ 調剤された薬剤の服薬期間中に患者に電話をする等により、患者の服薬状況や体調変化等を確認すること

18

かかりつけ薬局としての基本的機能④

お薬手帳の活用(基準告示一の二関係)

患者に対し、お薬手帳の意義及び役割を説明した上で、その活用を促していること及び一人の患者が複数のお薬手帳を所持している場合には、当該お薬手帳の集約に努めること。

届出添付書類

- 薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**

- ア 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。
- イ お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること(医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等)。
- ウ お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること。

- お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料

お薬手帳の意義、役割

お薬手帳は、利用者本人のものであり、次の意義及び役割があること。

- 1 利用者自身が、自分の服用している医薬品について把握するとともに正しく理解し、服用した時に気付いた副作用や薬の効果等の体の変化や服用したかどうか等を記録することで、医薬品に対する意識を高めること。
- 2 複数の医療機関を受診する際及び薬局にて調剤を行う際に、利用者がそれぞれの医療機関の医師及び薬局の薬剤師等にお薬手帳を提示することにより、相互作用や重複投与を防ぎ、医薬品のより安全で有効な薬物療法につなげること。

「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)

19

かかりつけ薬局としての基本的機能⑤-1

かかりつけ薬剤師・薬局の普及(基準告示一のホ関係)

かかりつけ薬剤師・薬局を持たない患者に対し、薬剤師が調剤及び医薬品の供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶよう促していること。

届出添付書類

- 薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**

- ア 薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。
- イ 上記アの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。

- かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料

【留意事項】

- ・患者がかかりつけ薬剤師を持っている場合は、次回もかかりつけ薬剤師のいる薬局を利用してもらえよう伝えること。
- ・自局以外をかかりつけ薬局としている患者に薬剤を交付することになった場合は、かかりつけ薬剤師・薬局による服薬情報の一元的かつ継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導の実施に、適切に協力することが望ましいこと。

20

かかりつけ薬局としての基本的機能⑤-2

かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割

- 患者の薬剤服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的かつ継続的に把握し、次のような処方内容のチェックを受けられる。
 - * 複数診療科を受診した場合でも、多剤・重複投薬等や相互作用が防止される。
 - * 薬の副作用や期待される効果の継続的な確認を受けられる。
- 在宅で療養する場合も、行き届いた薬学的管理及び指導が受けられる。
- 過去の服薬情報等が分かる薬剤師が相談に乗ってくれる。また、薬について不安なことがあれば、いつでも電話等で相談できる。
- 丁寧な説明により、薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止される。これにより、残薬が解消される。

21

かかりつけ薬局としての基本的機能⑥

24時間対応（基準告示一のへ関係）

開店時間外であっても、かかりつけ薬剤師が患者からの相談等に対応する体制を整備していること。

届出添付書類

- 薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**
 - ア 開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること。
 - イ 上記アの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。
- 薬局薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書
 - * 連絡先を薬袋へ記載する場合は、薬袋も添付すること。

22

かかりつけ薬局としての基本的機能⑦

在宅対応(基準告示一のト関係)

過去一年間に在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があること。

届出添付書類

- 直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類

【留意事項】

- ・調剤録、在宅訪問服薬指導連絡書などの写しでも可。
- ・在宅医療の実績が分かる書類を1種類、患者1名分、1回分提出してください。
- ・患者名、生年月日、住所は黒塗りするなど、個人情報に配慮して提出願います。
- ・可能な限り直近の日付が入った書類の提出をお願いします。

23

かかりつけ薬局としての基本的機能⑧

疑義照会等(基準告示一の子関係)

医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の提供及びそれに基づく処方提案に適切に取り組むこと。

届出添付書類

- 薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**
 - ア 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。
 - イ 上記アの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。
- 医療機関に対して患者の副作用等を情報提供する際の文書様式(任意様式)

【留意事項】

- ・副作用その他の服薬情報の情報提供とは、患者が薬剤の用法及び用量に従って服薬しているか否かに関する状況のほか服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えに関する情報を医療機関へ提供することをいうこと。患者に自覚症状がある場合には、当該自覚症状が薬剤の副作用によるものか否かに関する分析結果も含めて情報提供すること。
- ・医薬品の安全性等の情報について、例えば、PMDAメディナビを活用することにより、最新情報入手するよう努めること。

24

かかりつけ薬局としての基本的機能⑨

受診勧奨(基準告示一のり関係)

かかりつけ薬剤師・薬局として、地域住民からの要指導医薬品等の使用に関する相談及び健康の保持増進に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。

医師以外の多職種との連携(基準告示一の又関係)

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションその他の地域包括ケアの一翼を担う機関における多職種との連携体制を構築していること。

25

健康サポート機能①

受診勧奨(基準告示二のイ関係)

利用者から要指導医薬品等に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医と連携して状況を確認するなど受診勧奨に適切に取り組むこと

届出添付書類

●薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**健康サポート業務手順書**

- ア 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。
- イ 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。

健康サポート業務手順書とは・・・

- ・施行通知に規定される、
「薬局の業務実態を踏まえて、健康サポートを実施する上での業務に係る手順書」のこと。
- ・健康サポート薬局で新たに必要となる手順書です。
- ・「省令手順書」の中に組み込むことも可能ですが、全ての項目を網羅する必要があります。

26

健康サポート機能②

連携機関の紹介(基準告示二のロ関係)

利用者からの健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他行政機関並びに介護予防サービス及び日常生活支援総合事業の実施者その他の連携機関への紹介に取り組むこと。

届出添付書類

●薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**健康サポート業務手順書**

- ア 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。

取組例

- ア 特定健診及びがん検診等の健診を受けていない薬局利用者に対して、保険者や市区町村の相談窓口の紹介
 イ 肝炎等の特定の疾患に対する公費負担の相談について、都道府県又は市区町村の相談窓口の紹介
 ウ 介護サービスに対する相談について、市区町村の相談窓口や地域包括支援センターの紹介
 エ 認知症の疑いがある場合について、かかりつけ医への受診勧奨や地域包括支援センター等の紹介

27

健康サポート機能③

地域における連携体制の構築とリストの作成(基準告示二のハ関係)

地域の一定範囲内で、医療機関その他の連携機関とあらかじめ連携体制を構築した上で、連絡先及び紹介先の一覧表を作成していること。

届出添付書類

●医療機関その他の連携機関先のリスト

- ア 地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。
 イ 医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先(電話番号、担当者名等)が記入できる様式であること。

【留意事項】

- ・医療機関その他の連携機関に対し、あらかじめ薬局の取組内容や必要に応じて紹介等を行う旨を説明し了解を得ることにより、連携体制の構築を図ること。その際、医療機関その他の連携機関に説明を行い了解を得た記録を残しておくこと。なお、地域の職能団体を通じて了解を得るなど、医療機関その他の連携機関の負担も考慮すること。
- ・医療機関その他の連携機関の紹介先のリストを作成し薬局において、常に内容を確認できる体制を整備すること。また、求めに応じて当該リストを医療機関その他の連携機関に提供すること。
- ・リストは、地域の実情に応じ、日常生活圏域(例えば中学校区)の医療機関その他の連携機関が網羅的になるよう努め、特定の医療機関その他の連携先に限定しないこと。
- ・医療機関その他の連携機関と地域包括ケアシステムの一員として役割を発揮するため、地域ケア会議に積極的に参加することが望ましいこと。

28

健康サポート機能④

連携機関に対する紹介文書（基準告示二の二関係）

利用者の同意が得られた場合に、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に文書（電磁的記録媒体を含む。）により提供するよう取り組むこと。

届出添付書類

「受診勧奨」または「連携機関の紹介」に基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。

●以下の内容を記載できる紹介文書

- ・紹介先に関する情報
- ・紹介元の薬局・薬剤師に関する情報
- ・紹介文書を記載した年月日
- ・薬局利用者に関する情報
- ・相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報
- ・紹介理由
- ・その他特筆すべき事項

29

健康サポート機能⑤－1

関連団体等との連携及び協力（基準告示二の木関係）

地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員協会その他の関連団体と連携及び協力した上で、地域の行政機関及び医師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等に積極的に参加すること。

届出添付書類

- 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料
（事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの）
※過去1年以内の1事業以上を提示すること。
※実績が無い場合は、具体的な参加予定があれば認められる。

事業例

- (ア)地域の職能団体による健康の保持増進の地域住民向けイベント等の開催への協力。
- (イ)学校等を通じた、児童生徒に対する医薬品の適正使用の講演等。
- (ウ)老人クラブ等を通じた、高齢者に対する医薬品の適正使用の講演等。
- (エ)地域の行政機関や関係団体等を通じた、地域住民に対する健康の保持増進に係る啓発イベント。

30

健康サポート機能⑤-2

関連団体等との連携及び協力(基準告示二のホ関係)

各種事業の考え方について

次のような取組も認められます。

- (ア) 行政機関や学校等の依頼に基づく医療に係る地域活動(薬と健康の週間、薬物乱用防止活動、注射針の回収など)への主体的・継続的な参画
- (イ) 行政機関や地域医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもとで実施している休日夜間薬局としての対応、休日夜間診療所への派遣
- (ウ) 委嘱を受けて行う学校薬剤師の業務

【注意点】

- (ア) 薬局内でのポスター掲示や啓発資材の設置のみでは要件を満たしているとはいえない。
- (イ) 年に1回、かつ、薬局外における資材の配布による啓発事業も認められるが、健康保険法上の「かかりつけ薬剤師指導料」算定時における地域活動とは認められない場合もありますので、指導料算定時は関東信越厚生局茨城事務所と調整すること。
(例: 626薬物乱用防止ヤング街頭キャンペーン)

31

健康サポート機能⑥

常駐する薬剤師の資質(基準告示三関係)

要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了した薬剤師が常駐していること。

届出添付書類

- 有効な健康サポート薬局に係る研修の**研修修了証**及び勤務体制が確認できる資料。

【研修修了証の発行等について】・・・日本薬剤師研修センターの対応

- ① 研修実施機関は、研修受講者が以下のすべてに該当することを確認し、研修修了証を研修受講者に交付すること。
 - ア すべての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了した者
 - イ 薬局において、薬剤師として5年以上の実務経験がある者
- ② 研修修了証は、発行から6年間に限り有効なものとする。



・研修全ての「受講証明書」などを添付し、日本薬剤師研修センターへ「研修修了証」の発行申請をしてください。(健康サポート薬局の届出は、「受講証明書」では不可。)

・勤務体制が確認できる資料は、別途添付する勤務表で確認できれば不要です。

32

【参考】健康サポート薬局に係る研修

○ 研修は、大きく技能取得型研修と知識取得型研修に分かれる。

研修の種類	研修の目的・内容
技能取得型研修 (講義及び演習) 演習はグループ討議	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サポート薬局の基本理念、患者又は薬局利用者の訴えや状態に合わせた対応及び地域の実情に合わせた多職種連携を適切に実施できる能力の養成を目的とした研修 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康サポート薬局のあるべき姿に関する演習(1hr) ○ 薬局利用者の状態把握と対応に関する演習:相談応需における一連のプロセスに関するグループ討議等(4hr) プロセスの例:相談者から情報収集等を行い、以下に振り分けて提案 <ul style="list-style-type: none"> ・要指導医薬品や一般用医薬品等の使用 ・医療機関への受診勧奨 ・地域の保健サービス等に関する情報提供 等 ○ 地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応(2hr) 各々の地域における医療機関や保健サービスの窓口等の実情の把握と連携を目標とした演習
知識取得型研修 (演習) eラーニング可	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民からの相談対応のために必要な、要指導医薬品及び一般用医薬品や健康食品等に関する知識をはじめ、地域の医療・保健等のサービスに関する知識、地域住民の健康な生活を支援するために必要な知識等の習得を目的とした研修 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民の健康維持・増進(2hr) ○ 健康食品、食品(2hr) ○ 認知症対策(1hr) ○ 衛生用品、介護用品等(1hr) ○ 公衆衛生(1hr) ○ コミュニケーション力の向上(1hr) ○ 要指導医薬品等概説(8hr) ○ 禁煙支援(2hr) ○ 感染対策(2hr) ○ 薬物乱用防止(1hr) ○ 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例(1hr)

33

健康サポート機能⑦

設備(基準告示四関係)

間仕切り等で区切られた相談窓口を設置していること。

届出添付書類

- 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料

【留意事項】

- ・ 窓口の写真については、相談窓口部分だけではなく、待合の患者との距離や、隣接ブースとの距離が分かるものを添付してください。
- ・ 薬局として、次の視点で患者等がプライバシーに配慮されていると感じるかどうかを判断してください。
 - * 薬剤師の員数を踏まえた上で、相談者や患者が複数来局した場合はどのように対応するのか。
 - * 患者情報が他者へ聞こえないために、患者目線で実効性のある対応が取られているか。
- ・ 一律な構造(パーティションの設置など)が必要なのではなく、開設者が薬局の構造、設備などを総合的に勘案して対応することが必要です。例えば、消音装置などの設置は有効な手段ですが、設置することで確実にプライバシーに配慮できているか、薬局の構造等を踏まえて評価することが必要です。
- ・ プライバシーへの配慮が不明確な場合は、写真等以外に「配慮した点」などを記した書類の提出を求める事があります。

34

健康サポート機能⑧

表示

- イ 健康サポート薬局である旨並びに要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言及び健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨を当該薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。
- ロ 当該薬局で実施している国民による主体的な健康の保持増進の支援の具体的な内容について、当該薬局において分かりやすく提示すること。

届出添付書類

- 薬局の外側に掲示予定のもの(健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨)が確認できる資料
- 薬局の中で提示予定のもの(実施している健康サポートの具体的な内容)が確認できる資料

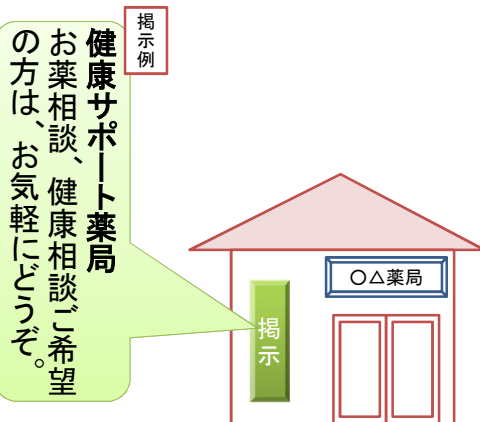
【留意事項】

- ・写真、ポスター、チラシ、のぼりなど、予定されるものでも可。
- ・薬局の中で提示予定のものは、届出時点で作成が出来ない場合、過去に実施した取組に係るチラシ(健康相談開催の案内)などでも可。
- ・薬局のホームページ等においても実施している健康サポートの具体的な内容を紹介することが望ましい。
- ・薬局利用者が相談しやすいよう、薬局で掲示している薬剤師の氏名や名札等に研修修了薬剤師であることを付すことが望ましい。(例えば「健康サポート薬剤師」といった記載)

35

【参考】表示のイメージ

薬局の外側



薬局の内側

掲示例(ポスター)

健康サポート薬局について

健康サポート薬局とは、国民の病気の予防や健康づくりに貢献している薬局です。
当薬局では、以下の薬剤師が以下の取組を行っています。

【健康サポート薬剤師】

厚労太郎 ・ 厚労花子



【内容】

- ・お薬、健康食品相談(随時無料)
- ・健康相談(随時無料)
- ・禁煙支援相談(随時無料)
- ・ものわずれ相談(随時無料)
- ・医療保険、介護保険相談(随時無料)
- ・栄養士による栄養相談(水曜のみ 30分〇円)
- ・運動療法士の歩き方講座(毎週金曜 10時(無料))

36

健康サポート機能⑨

要指導医薬品等、介護用品等の取扱い

イ 要指導医薬品等、衛生材料及び介護用品等について、利用者自らが適切に選択できるよう供給機能及び助言を行う体制を有しており、かつ、その際、かかりつけ医との適切な連携及び受診の妨げとならないよう、適正な運営を行っていること。

届出添付書類

- 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト
 - 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト
- 【参考】配付資料
*届出に添付する様式です。
- 薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**健康サポート業務手順書**以下のような場合に受診勧奨すること。
 - ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。
 - ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。
 - ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。
 - ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。
 - ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。

37

健康サポート機能⑩

要指導医薬品等、介護用品等の取扱い

ロ 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談を受けた場合には、利用者の状況並びに当該要指導医薬品等及び健康食品等の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。

届出添付書類

- 薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**健康サポート業務手順書**要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。

【留意事項】

健康食品等については、国立健康・栄養研究所のホームページ「『健康食品』の安全性・有効性情報」(<https://hfnet.nih.go.jp/>)に記載されている科学的根拠、機能性表示食品における科学的根拠等を活用することが推奨される。

38

健康サポート機能⑪

開店時間(基準告示七関係)

平日の営業日において連続して開店しており、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日において一定時間開店していること。

届出添付書類

- 開店している営業日、開店時間を記載した文書

【留意事項】

- ・平日の営業日には連続して開局し、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には4時間以上開局していること。
- ・原則として、平日は午前8時から午後7時までの時間帯に8時間以上開局していること。
- ・正当な理由があれば8時間未満でも認められるが、その場合、理由を添付書類に記載すること。

(例:一人薬剤師の薬局において、在宅医療へ対応するために、決まった曜日が8時間を割る場合等)

- * **注意** 正当な理由がなく、近接する医療機関の営業日、営業時間に合わせて営業時間を8時間未満にすることは認められません。

39

健康サポート機能⑫

健康サポートの取組

- イ 要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言並びに健康の保持増進に関する相談に対応すること。
- ロ 販売内容及び相談内容(受診勧奨及び医療機関その他の連携機関への紹介の内容を含む。)を記録した上で、当該記録を一定期間保存していること。

届出添付書類

- 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料

【留意事項】

- ・相談日時(*)、氏名、年齢、相談内容(*)、対応(*)などが記載できる様式であること。
<(*)は必須項目>
- ・当該記録を3年間保存することが必要です。

40

健康サポート機能⑬

健康サポートの取組

ハ 国民による主体的な健康の保持増進の支援に関する具体的な取組を積極的に実施していること。

届出添付書類

- 積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料
(取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの)

取組例

例えば、以下のような取組が推奨されること。これらの取組は月1回程度実施していることが望ましいこと。

- (ア) 薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施
- (イ) 薬剤師による健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組
- (ウ) 医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催
- (エ) 管理栄養士と連携した栄養相談会の開催

【留意事項】

- ・過去1年間で、最低1つ以上の取組が必要です。未実施は認められません。
- ・別途提出が必要な「薬局内で提示予定のもの(実施している健康サポートの具体的な内容)」で確認できる場合は添付不要ですが、実績として「取組の概要、参加人数、場所及び日時」が分かるものであることが必要です。

41

健康サポート機能⑭

健康サポートの取組

ニ 地域の薬剤師会等を通じること等により当該薬局における取組を発信すると同時に、必要に応じて、地域の他の薬局の取組を支援していること。

届出添付書類

- 薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料
(学会発表や会報、ホームページなど取組の概要等が分かるもの)

取組例

- (ア) 地域の薬剤師会等での学会大会や勉強会での発表、地域の薬剤師会広報誌への掲載
- (イ) 医学薬学等に関する学会への発表や学術論文の投稿
- (ウ) 健康増進に関する情報発信を目的としているホームページにおける情報発信
(例えば、スマート・ライフ・プロジェクトの活動報告のホームページ(<http://www.smartlife.go.jp/>)等)
- (エ) 地域の住民向け広報誌など様々な媒体を活用した情報発信

【留意事項】

- ・過去1年間で、最低1つ以上の取組が必要です。未実施は認められません。
- ・地域の1つの薬局として取組に参画して情報発信している場合も可。
- ・個別薬局のホームページにおける情報発信でも可。ただしその場合は、薬局の基本情報の他に、健康サポートの取組(健康相談開催などの案内など)が掲載されていることが必須です。

42

健康サポート機能⑮

健康サポートの取組

ホ 国、地方自治体及び医学薬学等に関する学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示又はパンフレットの配布により、啓発活動に協力していること。

届出添付書類

●国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料

- * ポスターの写真や、パンフレット(実物)を添付
- * パンフレットなどが多数になる場合は、一覧表などの添付でも可

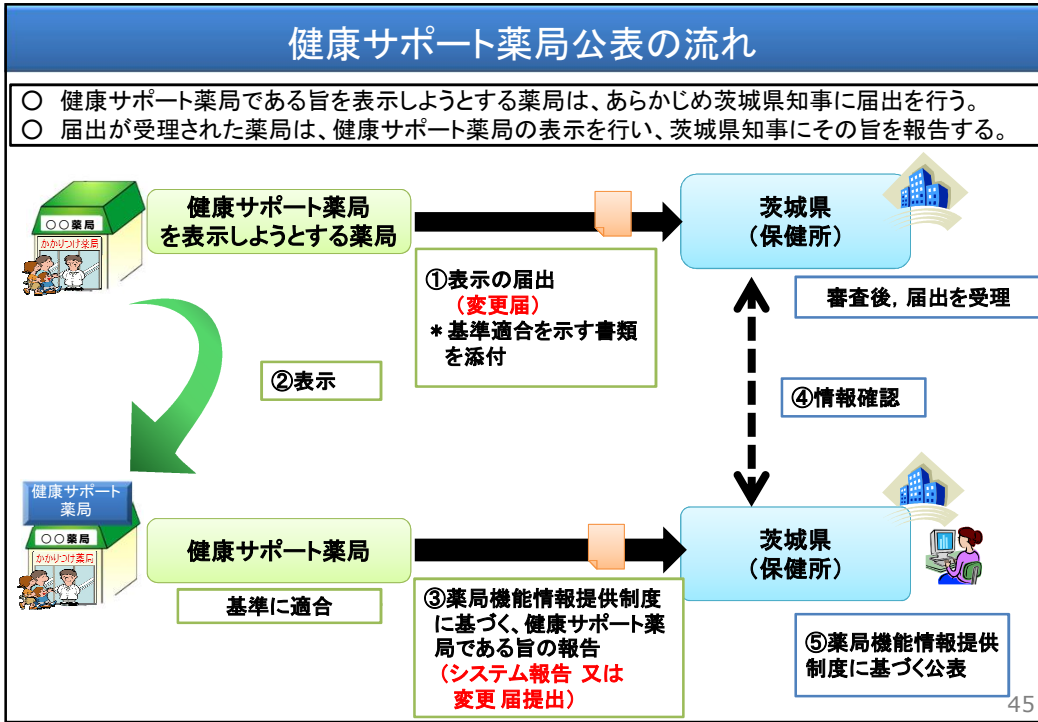
43

健康サポート薬局の届出について

- 健康サポート薬局の届出は、平成28年10月1日以降に可能となりますのでご注意ください。
- 提出書類は、「**変更届**」と「**添付書類**」です。
- 提出先は、薬局を管轄する**保健所**(県内12カ所)です。
- なお、書類の審査には時間がかかります。
書類が整った時点(**正式な届出前**)で、**保健所へ連絡し、事前に調整**をお願いします。
事前審査で基準に適合していることが**確認された後**、**正式に届出(変更届)**をお願いします。



44



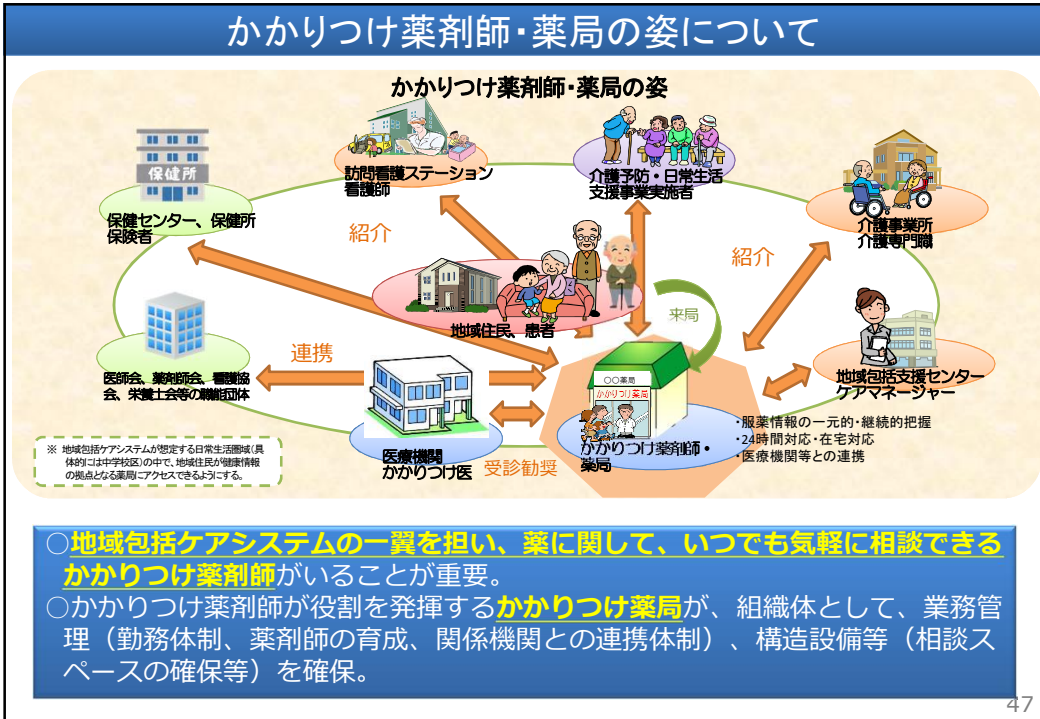
薬局機能情報提供制度における公表項目

報告事項は、医薬品医療機器等法施行規則別表第一に規定されている事項及び都道府県が定めた事項

○ 医薬品医療機器等法施行規則別表第一	
第一 管理、運営、サービス等に関する事項 一 基本情報 (1) 薬局の名称 (2) 薬局開設者 (3) 薬局の管理者 (4) 薬局の所在地 (5) 電話番号及びファクシミリ番号 (6) 営業日 (7) 開店時間 (8) 開店時間外で相談できる時間 二 薬局へのアクセス (1) 薬局までの主な利用交通手段 (2) 薬局の駐車場 (i) 駐車場の有無 (ii) 駐車台数 (iii) 有料又は無料の別 (3) ホームページアドレス (4) 電子メールアドレス 三 薬局サービス等 (1) 健康サポート薬局である旨の表示の有無 (2) 相談に対する対応の可否 (3) 対応することができる外国語の種類 (4) 障害者に対する配慮 (5) 車椅子の利用者に対する配慮 (6) 受動喫煙を防止するための措置 四 費用負担 (1) 医療保険及び公費負担等の取扱い (2) クレジットカードによる料金の支払の可否	第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項 一 業務内容、提供サービス (1) 認定薬剤師(中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。)の種類及び人数 (2) 薬局の業務内容 (i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否 (ii) 一包装薬に係る調剤の実施の可否 (iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否 (iv) 浸煎せん薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否 (v) 薬局製剤実施の可否 (vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否 (vii) 薬剤服用歴管理の実施の有無 (viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否 (3) 地域医療連携体制 (i) 医療連携の有無 (ii) 地域住民への啓発活動への参加の有無 二 実績、結果等に関する事項 (1) 薬局の薬剤師数 (2) 医療安全対策(医薬品の使用に係る安全管理のための責任者の配置の有無) (3) 情報開示の体制 (4) 症例を検討するための会議等の開催の有無 (5) 処方せんを応需した者(以下この表において「患者」という。)の数 (6) 患者満足度の調査 (i) 患者満足度の調査の実施の有無 (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無

赤字: 変更の都度報告 黒字: 年1回以上、茨城県では11月末までに報告(システム若しくは報告書)
下線斜体: 今回の改定で追記された箇所

46



県民の健康サポート、患者への良質な医療の提供のために、多くの薬局で「健康サポート薬局」を目指していただきますようお願いします！

ご静聴ありがとうございました。

48